

堺市民芸術文化ホールビューフェカウンター運営業務

優先交渉権者選定に係る審査基準

1 審査基準の位置づけ

この審査基準は、公益財団法人堺市文化振興財団（以下「財団」という。）が堺市民芸術文化ホールビューフェカウンター運営業務（以下「本業務」という。）の事業者と協定を締結するに当たり、優先交渉権者を選定するための方法や審査項目等を示したものである。また、この審査基準は、本業務の優先交渉権者選定に参加する者に提示する提案書作成要領と一体のものとする。

2 優先交渉権者選定方法の概要

(1) 優先交渉権者の選定方法

公募型プロポーザル形式とする。

(2) 審査の方法

選定委員会の各委員は、本業務に係るプロポーザル参加者の企画提案書について、本業務の仕様書及び提案書作成要領等の内容を踏まえ、この審査基準に基づき総合的な評価を行う。

3 審査項目及び審査結果等

(1) 審査項目及び配点表

別紙のとおり

(2) 優先交渉権者の選定

選定委員会の各委員の得点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。得点の合計が同一である者が複数あった場合は、審査項目中「業務実施計画」の項目の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、「業務実施計画」の得点の合計も同じ場合は、出席委員全員（会長を含む）の投票によって決定する。

(3) 得点の最低基準

選定委員会の各委員の得点の合計が満点の50%未満であった場合は、優先交渉権者として選定しない。

【別紙】堺市民芸術文化ホールビューフェカウンター運営業務 審査項目及び配点表

1 評価方法について

- ・各委員は、各審査項目について、評価区分に基づき評価を行う。
- ・配点は、委員ごとに100点満点とする。

2 評価区分について

- ・各審査項目（納付金に関する項目を除く）について、次の5区分により評価を行い、各審査項目の配点に評価区分ごとの係数を乗じて得点を算出する。

| 評価区分 | A | B | C | D | E |
|------|------|------|------|-------|----------|
| 評価基準 | 特に優秀 | 優秀 | 普通 | 劣っている | 非常に劣っている |
| 係数 | ×1.0 | ×0.8 | ×0.6 | ×0.4 | ×0.2 |

- ・納付金に関する審査項目については、次の方法で得点を算出する。

| | |
|---------------------------|--|
| 売上金に対する割合 = 提案納付割合 (%) | 【計算式】 配点×提案納付割合÷提案納付割合の最高値 ※ただし、提案納付割合は3%を上限とする。 ※1点未満の端数は、小数点第一位の値を四捨五入する。 |
|---------------------------|--|

3 審査項目及び配点表

| 審査項目 | 評価ポイント | 配点 |
|------------|--|-----|
| (1) 基本方針 | ・法令順守の考え方 ・食中毒防止対策 ・利用者サービスの向上策 など | 20点 |
| (2) 業務実施計画 | ・営業コンセプト ・提供メニュー、参考価格 ・使用食器や持ち込み備品等の安全性、品質、素材、ビジュアル など | 35点 |
| (3) 業務体制 | ・スタッフの配置体制 ・研修体制 など | 20点 |
| (4) 実績 | ・飲食業関連業務に係るこれまでの実績 (具体的に) | 10点 |
| (5) 納付金 | ・財団へ納付する金額の売上金に対する割合 (上限3%) | 15点 |

計100点